

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

令和4年11月22日、総務部財産活用課の庁議報告にて、田川市中央公民館分館敷を田川警察署敷として福岡県に貸し付けることとし、令和6年度には田川市中央公民館分館の解体、令和7年度には土地の賃貸借契約の締結をし、建設工事の開始、令和9年度には田川警察署新庁舎が開庁予定となっている。

これに伴い、田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもの。

2 条例改正の概要

第2条第2項を削る。

3 改正条例案（P2）

4 新旧対照表（P3～4）

5 施行期日

公布の日

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>○田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年12月18日 条例第23号</p> <p>改正 平成2年4月1日条例第12号 平成4年3月25日条例第13号 平成9年3月31日条例第18号 平成12年3月28日条例第14号 平成16年3月30日条例第8号 平成19年12月21日条例第18号 平成23年12月22日条例第20号 平成24年3月23日条例第9号 令和元年7月16日条例第11号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び第30条第2項の規定に基づき、田川市中央公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平成12条例14・一部改正）</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 田川市大字伊田2550番地1に田川市中央公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p>	<p>○田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年12月18日 条例第23号</p> <p>改正 平成2年4月1日条例第12号 平成4年3月25日条例第13号 平成9年3月31日条例第18号 平成12年3月28日条例第14号 平成16年3月30日条例第8号 平成19年12月21日条例第18号 平成23年12月22日条例第20号 平成24年3月23日条例第9号 令和元年7月16日条例第11号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び第30条第2項の規定に基づき、田川市中央公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平成12条例14・一部改正）</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 田川市大字伊田2550番地1に田川市中央公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p>

(削除)

第3条から第16条(略)

2 公民館に次に掲げる分館を設置する。

分館の名称	位置
田川市中央公民館分館	田川市千代町6番3号

第3条から第16条(略)